

令和3年 第15回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和3年9月14日(火)
午後1時30分

場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第14回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

(1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

——別添1

(2) 保有個人情報不訂正決定処分取消請求事件について

——当日1 (秘)

5 協議事項

6 議 事

議案第 99号 職員の人事について

——当日2 (秘)

議案第100号 令和4年度当初川口市立小・中学校教職員

人事異動方針について

——当日3

7 その他

8 閉 会

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和3年8月19日（木）
午前10時
場 所 議会第3・4委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

- 1 教育委員会定例会の開催状況について …… P 1
- 2 小学校における35人学級の実施について …… P 4
- 3 いじめ問題の現状について …… P 6

【質疑応答概要】 …… P 8

1 教育委員会定例会の開催状況について

(1) 第6回教育委員会定例会（4月28日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 3月市議会定例会の概要について
- (イ) 教育財産の用途廃止について
- (ウ) 学級編制の特例に係る取扱いについて
- (エ) 令和3年度川口市立高等学校入学者選抜結果について
- (オ) 令和元・2年度研究委嘱発表について
- (カ) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について

イ 協議事項

- (ア) 6月市議会案件について

ウ 議事

- (ア) 令和3年度川口市障害児就学支援委員を委嘱・任命することについて
- (イ) 令和3・4年度研究委嘱校を委嘱することについて
- (ウ) 令和3・4年度課題研究員を任命することについて
- (エ) 専決処分の承認について（令和3・4年度川口市小中連携・一貫教育推進校を委嘱することについて）
- (オ) 専決処分の承認について（令和3・4年度川口市小中連携・一貫教育推進委員を任命することについて）

(2) 第7回教育委員会定例会（5月12日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 5月行事予定について
- (イ) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて
- (ウ) 川口市立中央ふれあい館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて
- (エ) 川口市社会教育委員の委嘱を解いたことについて
- (オ) 教育財産（建物）の取得について
- (カ) 川口市立学校教職員産業医について
- (キ) 令和3年度川口市立小・中学校以外への入学者について
- (ク) 平成30年度・令和元年度小中連携・一貫教育推進事業について
- (ケ) 令和2年度川口市学校ファーム推進事業について
- (コ) 令和3年度子どもを守る運動強化週間について
- (サ) 学校医の委嘱を解いたことについて
- (シ) 学校医の委嘱について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 6月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】
- (イ) 6月市議会に係る議案の原案決定について【条例議案】
- (ウ) 川口市教育委員会事務点検・外部評価委員を委嘱することについて
- (エ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (オ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (カ) 川口市立中央ふれあい館運営審議会委員を委嘱することについて
- (キ) 川口市社会教育委員を委嘱することについて
- (ク) 川口市児童生徒学力向上推進委員を任命することについて
- (ケ) 川口市児童生徒徳力向上推進委員を任命することについて
- (コ) 川口市児童生徒体力向上推進委員を任命することについて
- (サ) 川口市児童生徒ライフスキルかわぐち推進委員を任命することについて

エ その他

- (ア) 戸塚西公民館の休館について

(3) 第8回教育委員会定例会（6月2日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 6月行事予定について
- (イ) 教育財産（建物）の取得について
- (ウ) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて
- (エ) 川口市学校運営協議会委員の委嘱・任命を解いたことについて
- (オ) 川口市部活動指導員の採用について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 専決処分の承認について（職員の人事について）
- (イ) 川口市美術館建設基本計画について
- (ウ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて
- (エ) 川口市立学校（園）学校評議員を委嘱することについて
- (オ) 川口市非行防止対策協議会委員を委嘱することについて

(4) 第9回教育委員会定例会（6月17日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

- (イ) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて
- (ウ) 川口市社会教育委員の委嘱を解いたことについて
- (エ) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて
- (オ) 令和3年度川口市教育研修生の任命について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (イ) 川口市社会教育委員を委嘱することについて
- (ウ) 川口市立科学館運営審議会委員を委嘱することについて
- (エ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて
- (オ) 専決処分の承認について（教職員の人事の内申について）
- (カ) 職員の人事について
- (キ) 令和3年度川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて
- (ク) 川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて
- (ケ) 川口市いじめ問題対策協議会委員を委嘱することについて
- (コ) 職員の人事について

エ その他

- (ア) G I G Aスクール端末の持ち帰り運用の開始について

(5) 第10回教育委員会定例会（7月1日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 7月行事予定について
- (イ) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて
- (ウ) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 川口市教育総務部指定管理者評価専門委員会委員を選任することについて
- (イ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて
- (ウ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

2 小学校における35人学級の実施について

(1) 小学校における35人学級について

ア 趣旨

Society 5.0時代の到来や子どもたちの多様化が一層進展している状況等も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるもの。

イ 概要

(ア) 学級編制の標準の引き下げ

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校の学級編制の標準を、これまでの40人（第1学年は35人）から35人に引き下げるもの。

(イ) 少人数学級の計画的な整備（経過措置規定）

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とする。

【学級編制の標準の引き下げに係る計画】

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置を講ずることとされている。

(2) 35人学級実施に向けての本市の主な課題と対応

ア 普通教室の確保

学級数の増加により、普通教室の不足が見込まれる学校については、転用可能な教室等を活用し、早急に確保する必要がある。

そのため、次年度以降の児童数推計等も踏まえたうえで、各学校の現状を把握し、普通教室を確保できるよう、必要な改修工事等を計画的に実施していく。

イ 学級数の増加に伴う教職員の確保

教職員定数は学級数と連動するため、今後、必要となる教職員の増加が見込まれる。そのため、埼玉県教育委員会とも連携し教職員の確保に努める。

ウ その他の主な課題

- (ア) 普通教室の整備と並行した特別支援学級や通級指導教室の整備
- (イ) G I G Aスクール構想に基づく各種整備
- (ウ) 教職員の増加に対応した職員室の整備
- (エ) 学級数の増加に伴う給食調理室・配膳室の整備
- (オ) 放課後児童クラブにおける安定的なクラブ室の確保策の検討

3 いじめ問題の現状について

(1) いじめ問題に関する調査状況

ア N学校の事案について

(ア) 経緯

令和3年2月16日、不登校であったA（当時中学3年生）は、卒業文集の原稿を提出するため、A保護者とともに来校し、担任に原稿を提出した。その際、原稿に、Aが1年生の時に「いじめが原因で学校に行けなくなった」との記載があり、不登校の原因がいじめであることが判明した。

(イ) 調査状況

令和3年2月18日、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として対応していく旨をA及びA保護者に伝えたが、A保護者は進学を目前に控えるAの状況を考慮し、調査委員会を設けない形での対応を要望したため、意向に沿った対応を行なった。

同年3月18日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行うことについて報告した。

同年3月23日、学校主体の組織で行なった調査の内容を取りまとめ、最終報告書としてA保護者に提示した。その際、今後は、第三者による調査を希望しないことを書面により確認した。

同年6月21日、市長に最終報告書の提示をもって本事案の対応が終了したことを報告した。

(ウ) その後の状況

Aは、中学校を卒業し、通常の高校生活を送っている。

イ O学校の事案について

(ア) 経緯

令和3年3月8日、Aが学校を欠席した際、欠席理由を確認するため、担任がA保護者に連絡を取ったところ、「同じクラスのCが怖くて学校に行けない」との訴えがあった。その後、同年3月11日、学校に、A保護者がB保護者とともに来校し、本事案について面談した際、Aは同年1月頃から、Bは同年2月頃から、Cから暴言や暴力を受けていたことが判明した。

(イ) 調査状況

令和3年3月26日、市長に重大事態の発生を報告するとともに、保護者の意向に沿って調査委員会を立ち上げず、学校主体の組織で調査することについて報告をした。

同年6月21日、市長に最終報告書の提示をもって本事案の対応が終了したこ

とを報告した。

(ウ) その後の状況

令和3年7月1日現在、A及びBは、Cとは別々の学級に所属しており、欠席なく登校している。

(2) 損害賠償請求事件について

ア 令和3年6月16日(水) 予定の口頭弁論
中止

イ 次回口頭弁論期日予定
令和3年9月1日(水)

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 8月)

学校教育部

質 疑	応 答
1 教育委員会定例会の開催状況について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>(4) 第9回教育委員会定例会(6月17日)の内容のエその他の(ア)GIGAスクール端末の持ち帰り運用の開始に係り、夏季休業中におけるGIGAスクール端末の持ち帰り状況について伺いたい。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>夏季休業中にGIGAスクール端末の持ち帰りを実施していない学校に対して、どのような指導助言をしていくのか伺いたい。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>GIGAスクール端末のネットワークへの接続</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>夏季休業中における、GIGAスクール端末の持ち帰り状況は把握していない。6月17日の教育委員会においては、GIGAスクール端末の持ち帰りに向けた準備が整ったことから、各学校あてに家庭からのネットワークへの接続テストの実施をお願いしたものである。</p> <p>(指導課長)</p> <p>夏季休業中の8月23日から27日までの3日間にサマースクールの実施を計画しているが、現在の新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、計画の見直しをするよう、全校に通知したところである。</p> <p>その通知において、2学期からのGIGAスクール端末の活用を見据え、サマースクール期間に取り組むよう通知している。</p> <p>(庶務課長)</p> <p>学校へは可能な範囲内での接続テストをお願</p>

質 疑	応 答
<p>テストについて、学校により対象学年が異なるようであるが、学校へはどのように通知したのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>G I G Aスクール端末の運用に係り、保護者用ヘルプデスクが9月15日まで開設されているが、9月15日以降の継続及び問い合わせ件数を伺いたい。</p>	<p>いしたところである。小学校においては、家庭環境も踏まえ、低学年では実施を見合わせた学校もあると考えている。</p> <p>(庶務課長)</p> <p>G I G Aスクール端末の保護者用ヘルプデスクは、持ち帰り運用に備え6月16日から3ヵ月間、9月15日までの契約となっており、契約延長の予定はないが、通常のヘルプデスクについては、引き続き設置している。また、問い合わせ件数については7月14日時点で193件との報告を受けている。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 8月)

教育総務部 教育総務課

質 疑	応 答
2 小学校における35人学級の実施について	
<p style="text-align: center;">< 質 疑 ></p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>教室の確保について、改修工事等が必要な学校は何校か。</p> <p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>改修工事等が必要な10校ほどこの学校か。</p> <p>(板橋 博美 委員)</p> <p>不足する教室の数は市全体でどのくらいあるのか。また、特別教室等を転用するとのことであるが、改修工事を行っていくにあたっての考え方を教えてほしい。</p>	<p style="text-align: center;">(教育総務課長)</p> <p>現時点の令和7年度までの児童生徒数推計によると、小学校52校中、10校で改修工事等が必要になると見込んでいる。</p> <p style="text-align: center;">(教育総務課長)</p> <p>現時点の令和7年度までの児童生徒数推計に基づくものであるが、飯塚小、舟戸小、並木小、青木中央小、芝富士小、安行東小、戸塚北小、木曾呂小、幸町小、安行小の10校である。</p> <p style="text-align: center;">(教育総務課長)</p> <p>令和3年度時点では、小学校52校で普通教室、特別支援学級、通級指導教室で使用している教室は、市全体の合計で1,022教室であり、転用可能な教室は241教室である。</p> <p>令和7年度までに全学年で35人学級となった時点の想定としては、教室として必要な数が1,109教室となるが、転用可能な教室のうち、87教室を転用すれば市全体としては不足しな</p>

質 疑	応 答
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>特別教室から普通教室への転用を図るとのことだが、特別教室は、必要であるから整備されたものと考えられる。より良い教育環境を整備するためには、転用を図る場合にも慎重に取り組んでほしい。(要望)</p>	<p>い。しかしながら、学校ごとに事情が異なり教室不足が生じる学校がある。</p> <p>特別教室等の転用にあたっては、面積が広い多目的室等を分割して2教室分を確保する改修を行い、また、理科室等が2教室ある学校は、そのうち1教室を授業に支障ない範囲で普通教室への転用を図る。その際に黒板、空調機等の必要な設備を合わせて整備する。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 8月)

学校教育部

質 疑	応 答
<p>2 小学校における35人学級の実施について</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>35人学級の実施に伴う教職員の確保の見通しについて伺いたい。</p> <p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>その他の課題にある特別支援学級や通教指導教室の教員は、どのように確保するのか。</p> <p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>特別支援学級の教員に対してどのような研修を行っているのか。</p>	<p>(学務課長)</p> <p>まず、県費負担の教職員は、今後、令和4年度の所要数について県教育委員会と協議し、確保に努めていく。また、臨時的任用教職員については、教員免許が取得可能な大学とも連携し、不足が生じることのないよう対応していく。</p> <p>(学務課長)</p> <p>県教育委員会に対し、特別支援学級の指導が可能な教員免許を所有している教員や志望者を確認し、確保に努めていく。</p> <p>(指導課長)</p> <p>今年度から、特別支援教育に係る研修として2つの研修を実施している。1点目は6日間にわたり特別支援教育への理解を深めることを目的とした研修であり、2点目は特別支援学級新設校、特別支援学級設置予定校を対象とした特別支援学級と特別支援教育の理解促進を図ることを目的とする研修となっている。</p>

質 疑	応 答
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>通級指導教室の拡充に向けた取り組みについて伺いたい。また、昨年度、通級指導教室への通学を希望しながら受け入れられなかった児童生徒がいたとのことであるが、今年度の受け入れ状況はどのようになっているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>通級指導教室には難聴・言語障害通級指導教室及び発達障害・情緒障害通級指導教室があり、来年度は難聴・言語障害通級指導教室を2校に設置する予定である。昨年度は通級指導教室において待機者が生じる状況となったが、令和3年度において待機者は生じていない。</p>
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>小中学校の特別支援学級の設置状況及び特別支援学級の設置予定校を伺いたい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>令和3年度現在の特別支援学級の設置校は小学校52校中30校、中学校26校中13校となっており、令和4年度には新郷小、領家小、芝富士小、慈林小、安行東中、榛松中に新設する予定となっており、小学校34校、中学校15校となる予定である。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>小中学校適性規模適正配置基本方針では、1つの学校で12から24学級が適正とされている中、それを大きく上回る学校がある。35人学級の実施に伴い、学級数も増加することから、学校の新設について検討してはどうか。</p>	<p>(学務課長)</p> <p>児童数が多い学校があることは事実であるものの、基本方針の中では、将来的には減少すると予想されていることから、基本的には新たな学校建設はせず、現存の施設活用により対応を図っていくこととなっている。今後35人学級の整備を進める中において、その必要性について慎重に研究していく。</p>

質 疑	応 答
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>学校の児童数については、大規模となっている戸塚地区や教室に余裕のある南平地区など、地域によって異なっている。学校の学級数については、実情に合わせ適切に整備を進めて頂きたいと要望する。</p>	

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 8月)

学校教育部

質 疑	応 答
3 いじめ問題の現状について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>(1) のアN学校の事案について、生徒Aはどのくらいの欠席状況だったのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>不登校の原因について、なぜ卒業文集に書かれるまで判明しなかったのか。また、いじめと判明するまでに学校はどんな対応をしていたのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>1年次は、12日間ほど欠席したがその他は出席していた。3学期の球技大会に向けて、クラスメイトから練習に誘われていたが、生徒Aは参加しなかった。このことに対し、加害生徒から暴言を言われた。担任が加害生徒に指導したため、生徒Aは大会には参加することができた。さらに、部活動において、友人関係のトラブルから加害生徒に「帰れ」と言われたことがあり、そのあたりから生徒Aには加害生徒に対して嫌だという思いが強くなっていった。2年次では水上自然教室に参加したが、その後の7月以降は全欠席であった。</p> <p>(指導課長)</p> <p>学校としては、1年次に生徒Aと加害生徒とのトラブルがあったことについては把握していた。担任、学年主任、生徒指導主任等が関わり指導を行った結果、解決しているものと判断していた。その後も、担任、学年主任、部活動顧問等が関わ</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>2年生からの2年間の支援について、しっかり行っていたと思うが、長期に不登校となっている子供たちへのフォローを丁寧に行ってほしい。</p> <p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>生徒Aの担任は、3年間同じであったのか。もし、違うのであれば引継ぎはしっかり行われていたのか。</p> <p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>不登校へのフォローとして、家庭訪問等の体制はどうなっているのか。生徒Aに対する家庭訪問等は行われていたのか。</p>	<p>り、生徒Aは水上自然教室にも参加することができたが、継続的な登校にはつながらなかった。</p> <p>また、欠席が重なる中で本人から、いじめが原因であるという訴えもなく、結果として卒業文集の記載内容により学校がいじめとして認知することとなった。</p> <p>(指導課長)</p> <p>毎年違う担任が担当していた。引継ぎは行われていた。</p> <p>(指導課長)</p> <p>市教委としては、欠席が続く場合については、家庭と密に連絡をとり丁寧に対応していくこと、3日以上欠席が続く場合には家庭訪問を行なうこと等を指導している。生徒Aに対しては、担任、スクールカウンセラー、すこやか相談員、サポート相談員が関わり、面談や家庭訪問等を実施していた。</p>

質 疑	応 答
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>今後も、いじめの対応についてしっかりとした対応をお願いしたい。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>いじめ事案について、特別委員会での報告以外に、校長会やいじめ対応教員等に対して情報共有を行っているのか。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>いじめ事案については、現場の先生方が把握していくことが大切であり、どう対応したのかを知ることがいじめ対応への参考になると考えている。市教委の見解も添えて伝えていくとよい。そして、二度と同じようないじめ事案を起こさないという姿勢を示してほしい。</p> <p>(秘密会へ移行)</p>	<p>(指導課長)</p> <p>いじめ対応教員への情報共有については、今後検討していきたい。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>校長会において、その時々に応じて教育長、学校教育部長の言葉として事案の共有を行っている。今後も個人情報に留意しつつ、情報共有できるよう検討していく。</p>

議案第100号

令和4年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和3年9月14日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

令和4年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和4年度当初人事異動を推進するに当たり、川口市立小・中学校教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和3年9月14日

川口市教育委員会

令和4年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

1 基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

令和4年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

1 新採用教職員・転任・転補について

- (1) 新採用教職員の配置については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。
- (2) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (3) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (4) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (5) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (6) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (7) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

川口市立芝西中学校陽春分校(夜間中学)、川口市立高等学校附属中学校については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。
- (18) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (19) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (20) 本市の特別支援学級が増加していることに鑑み、特別支援学級の担当について、校内人事を含め、積極的に配置するよう配慮する。
- (21) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (22) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

2 人事交流関係について

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会と協議して行う。

3 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

イ 令和4年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例の勸奨条項を適用する。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和3年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1 基本方針

- (1) 埼玉県教育委員会の「令和4年度当初教職員人事異動の方針」「令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和4年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動の方針」「令和4年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。
- (2) 市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和4年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2 具体的な方策

(1) 小学校

- ① 市内を7地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を3つ以上記入する。

(2) 中学校

- ① 市内を5地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を2つ以上記入する。
- ③ 各学校の教科の所要状況を前提とする。

(3) その他

- ① 転補者を対象とする。
- ② 原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。
- ③ 養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。
- ④ 特別支援学級及び通級指導教室に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級または通級指導教室への異動の意向のある旨を調書に記入する。
- ⑤ 川口市立芝西中学校陽春分校及び川口市立高等学校附属中学校に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、各学校への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3 地区制による人事異動実施上の留意点

- (1) 調書中の市町村名は、必ず記入する。
- (2) 地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。
- (3) 転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和4年度 市内異動に関する川口市立小・中学校地区

[小学校]

地区	学 校 名					
A	上青木小 前川東小	青木北小 上青木南小	並木小 芝中央小	前川小	青木中央小	
B	芝小 根岸小	芝西小 在家小	芝南小	柳崎小	芝樋ノ爪小	
C	本町小 飯仲小	幸町小 原町小	仲町小 芝富士小	飯塚小	舟戸小	
D	元郷小 朝日西小	領家小 東領家小	十二月田小	元郷南小	朝日東小	
E	新郷小 東本郷小	安行小 安行東小	新郷南小	新郷東小	慈林小	
F	神根小 戸塚北小	戸塚小 木曾呂小	神根東小 戸塚綾瀬小	差間小 戸塚南小	戸塚東小	
G	鳩ヶ谷小	中居小	辻小	里小	桜町小	南鳩ヶ谷小

[中学校]

地区	学 校 名					
A	芝中	芝東中	芝西中	岸川中	小谷場中	在家中
B	北中	安行中	神根中	戸塚中	安行東中	戸塚西中
C	東中	南中	元郷中	十二月田中	榛松中	領家中
D	西中	青木中	上青木中	幸並中	仲町中	
E	鳩ヶ谷中	八幡木中	里中			

記入例

＜年度当初人事に関する調書＞

※市内異動に関して、地区を記入する場合

異動にあたっての特記事項	線を引く
	小B 小D 小F 原則として、所属校を含む地区以外を3つ以上記入する。(小学校)

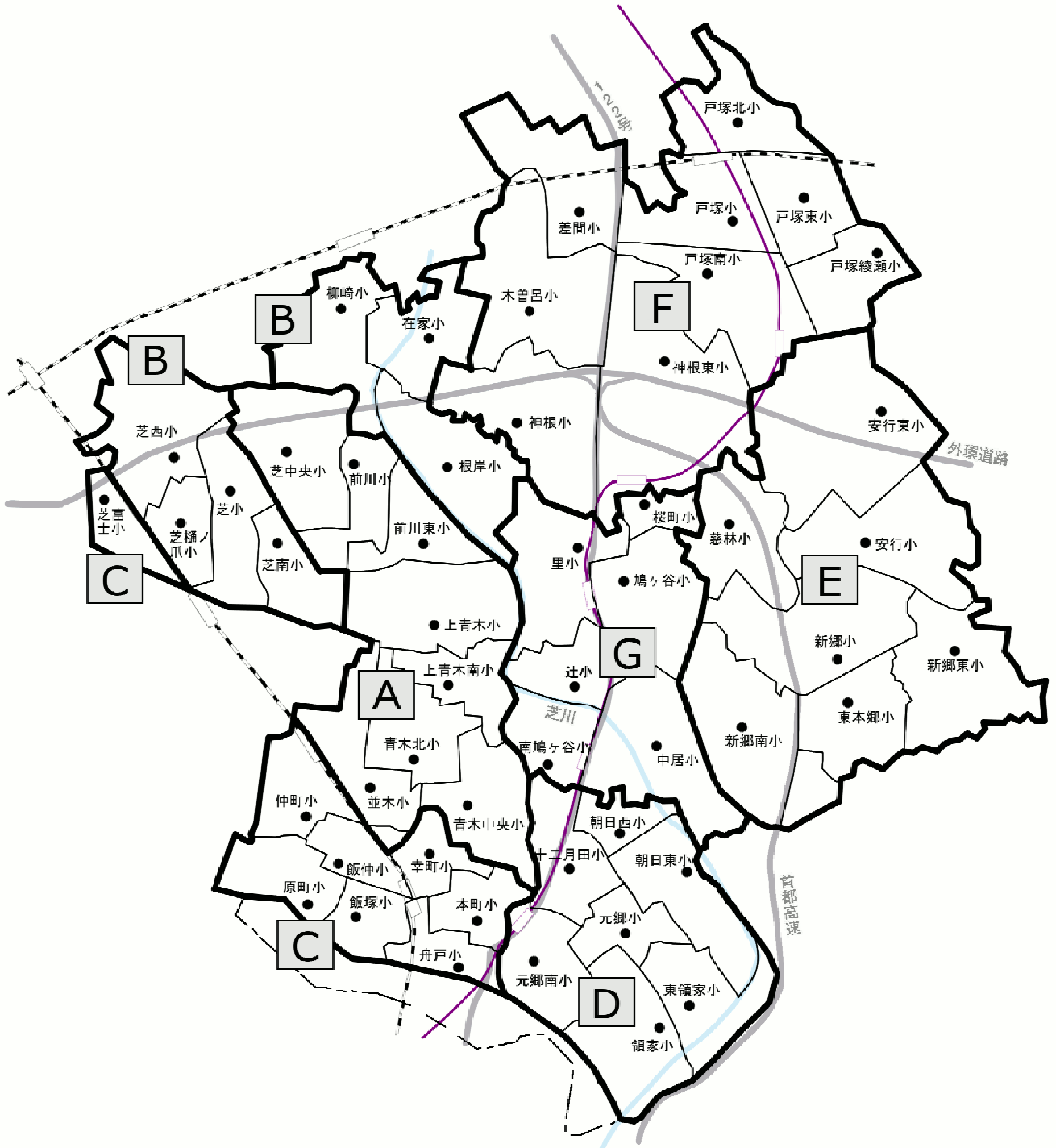
※川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立芝西中学校陽春分校」への異動を希望しますと記入してください。

異動にあたっての特記事項	川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望します
	中A 中B 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)

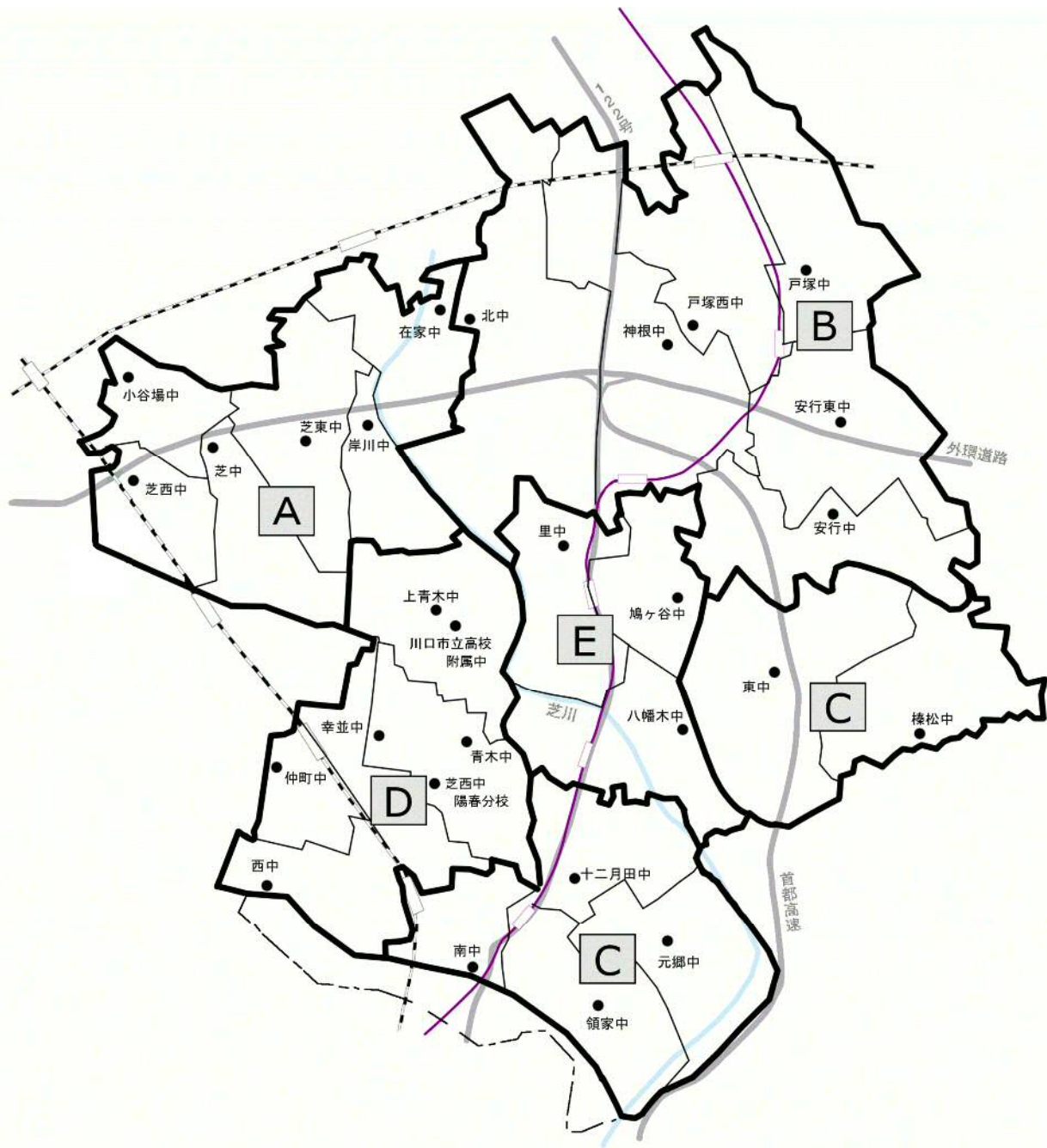
※川口市立高等学校附属中学校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立高等学校附属中学校」への異動を希望しますと記入してください。

異動にあたっての特記事項	川口市立高等学校附属中学校への異動を希望します
	中C 中D 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)

市内異動に関する小学校地区



市内異動に関する中学校地区



令和3年度 川口市立小・中学校 学校別・地区別教員平均年齢分布

(校長、教頭、再任用教職員、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員を除く)

1 学校別

	小学校	中学校
42歳以上	仲町小、芝小、領家小、朝日東小、芝樋ノ爪小、朝日西小、東領家小	幸並中、小谷場中、戸塚西中、芝西中陽春分校
40歳以上 42歳未満	神根小、飯仲小、元郷南小、芝南小、神根東小、芝富士小、前川東小、柳崎小、芝中央小、在家小、戸塚東小、戸塚南小	南中、十二月田中、安行中、芝西中、榛松中、神根中、領家中
38歳以上 40歳未満	幸町小、上青木小、飯塚小、舟戸小、十二月田小、並木小、前川小、芝西小、根岸小、新郷東小、差間小、戸塚北小、中居小、辻小、桜町小	東中、青木中、上青木中、戸塚中、在家中、安行東中、
36歳以上 38歳未満	新郷小、青木北小、安行小、原町小、上青木南小、慈林小、東本郷小、安行東小、木曾呂小、戸塚綾瀬小、里小、南鳩ヶ谷小	北中、芝中、芝東中、鳩ヶ谷中、八幡木中、里中、川口市立高等学校附属中
34歳以上 36歳未満	本町小、元郷小、戸塚小、青木中央小、鳩ヶ谷小	西中、元郷中、
31歳以上 34歳未満	新郷南小	仲町中、岸川中、

2 地区別 (芝西中学校陽春分校、川口市立高等学校附属中学校を除く)

	小学校	中学校
40歳以上	B地区、D地区	B地区
39歳以上 40歳未満	C地区	C地区
38歳以上 39歳未満	A地区、F地区	A地区、D地区
37歳以上 38歳未満	E地区、G地区	
36歳以上 37歳未満		E地区

3 市内平均年齢

*令和4年3月31日現在における教職員の平均年齢

小学校	中学校
39.3歳	38.7歳

4 埼玉県・全国の平均年齢

埼玉県 (令和元年度学校教員統計調査)		全国 (令和元年度学校教員統計調査)	
小学校	中学校	小学校	中学校
40.1歳	42.4歳	42.6歳	43.6歳

埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

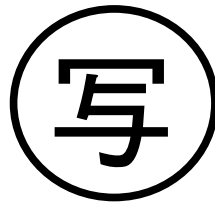
小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2				
39	45	1	2			1	1
40	47	1	2			2	3
						3	4
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

基準外配当教員に係る算出表(中学校)

<u>生徒数</u> ※ 中学校第1学年が該当学年となる。	<u>基準外配当教員</u> ※ 基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	<u>標準学級数(40人編制)</u>
1～38		1学級
39～40	基準外配当 1名	
41～76		2学級
77～80	基準外配当 1名	
81～114		3学級
115～120	基準外配当 1名	
121～152		4学級
153～160	基準外配当 1名	
161～190		5学級
191～200	基準外配当 1名	
201～228		6学級
229～240	基準外配当 1名	
241～266		7学級
267～280	基準外配当 1名	
281～304		8学級
305～320	基準外配当 1名	



教 県 第 2 8 3 号
令 和 3 年 8 月 2 4 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和4年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和4年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和4年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和3年8月24日

埼玉県教育委員会

令和4年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

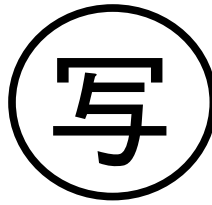
3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



教小第225号
令和3年8月26日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について (通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和4年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機
関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の
御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和4年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、職員の再任用に関する条例によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。

特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

- また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
- また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
- ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
- ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- イ 令和4年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未滿で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例の勸奨条項を適用する。
- なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和3年12月8日とする。
- (3) 降任
- ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。